

令和8年度

# 図書館要覧 資料編



## 1. 令和7年度 蔵書受入統計

(1) 蔵書冊数 387,433 冊

※市民1人当たり蔵書冊数 3.59 冊 人口 107,854 人(令和8年3月31日現在)

(2) 受入増加冊数 10,131 冊 うち購入 6,558 冊

(3) 除籍冊数 4,558 冊

(4) 実質増加冊数 5,573 冊

| 図書    | 購入(冊) | 寄贈(冊) | 計(冊)   |
|-------|-------|-------|--------|
| 一般    | 3,479 | 1,435 | 4,914  |
| 郷土資料※ | 115   | 540   | 655    |
| ティーンズ | 586   | 227   | 813    |
| 児童    | 1,181 | 503   | 1,684  |
| 移動図書館 | 696   | 860   | 1,556  |
| 公民館   | 501   | 8     | 509    |
| 合計    | 6,558 | 3,573 | 10,131 |

※郷土資料は一般、ティーンズ、児童含む

| 視聴覚資料      | 購入(点) | 寄贈(点) | 計(点) |
|------------|-------|-------|------|
| CD         | 57    | 56    | 113  |
| DVD        | 54    | 16    | 70   |
| CD-ROM     | 0     | 0     | 0    |
| DVD-ROM    | 0     | 0     | 0    |
| ビデオテープ     | 0     | 1     | 1    |
| マルチメディアデジズ | 0     | 4     | 4    |
| 合計         | 111   | 77    | 188  |

| 雑誌      | 購入(誌) | 寄贈(誌) | 計(誌) |
|---------|-------|-------|------|
| 一般      | 91    | 6     | 97   |
| ティーンズ   | 6     | 1     | 7    |
| 児童      | 15    | 1     | 16   |
| 雑誌スポンサー |       | 9     | 9    |
| 合計      | 112   | 17    | 129  |

| 新聞    | 購入(紙) | 寄贈(紙) | 計(紙) |
|-------|-------|-------|------|
| 一般    | 17    | 4     | 21   |
| ティーンズ | 1     | 0     | 1    |
| 児童    | 1     | 0     | 1    |
| 合計    | 19    | 4     | 23   |

## 2. 令和7年度 資料購入統計

### (1) 令和7年度決算額

| 区分    |         | 備考           |
|-------|---------|--------------|
| 資料購入費 |         | 17,019,686 円 |
| 内訳    | A 図書費   | 13,959,966 円 |
|       | B 視聴覚資料 | 781,341 円    |
|       | C 新聞・雑誌 | 2,278,379 円  |
|       |         |              |

### (2) 令和8年度予算額

| 区分    |       | 備考           |
|-------|-------|--------------|
| 資料購入費 |       | 17,099,016 円 |
| 内訳    | 図書費   | 14,060,000 円 |
|       | 視聴覚資料 | 790,000 円    |
|       | 新聞・雑誌 | 2,249,016 円  |
|       |       |              |

### (3) 令和7年度資料費内訳

|                      | 資料費(円)     | 購入数(冊) |          | 資料費(円)    | 購入数   |
|----------------------|------------|--------|----------|-----------|-------|
| ①一般                  | 8,563,283  | 3,592  | B 視聴覚資料  | 781,341   | 111 点 |
| ②ティーンズ               | 936,539    | 587    | a 新聞     | 876,121   | 19 紙  |
| ③児童                  | 2,359,992  | 1,182  | b 雑誌     | 1,402,258 | 112 誌 |
| ④移動図書館               | 1,192,296  | 696    | C 新聞・雑誌  | 2,278,379 |       |
| ⑤公民館                 | 907,856    | 501    | 小計 (a~b) |           |       |
| A 図書費<br>小計<br>(①~⑤) | 13,959,966 | 6,558  |          |           |       |

### 3. 令和7年度 蔵書統計【総数】

(1)資料別内訳(令和8年3月末現在)

|       | 対象別   | 所蔵数       | 内訳                |           |
|-------|-------|-----------|-------------------|-----------|
| 図書    | 一般    | 244,366 冊 | 旧分類               | 40,355 冊  |
|       |       |           | 新分類               | 204,011 冊 |
|       | ティーンズ | 13,648 冊  |                   |           |
|       | 児童    | 56,862 冊  |                   |           |
|       | 移動図書館 | 25,945 冊  |                   |           |
|       | 公民館   | 46,612 冊  |                   |           |
|       | 計     | 387,433 冊 | 郷土資料              | 42,121 点  |
| 視聴覚資料 |       | 5,427 点   | CD                | 2,268 点   |
|       |       |           | DVD               | 2,032 点   |
|       |       |           | CD-ROM            | 238 点     |
|       |       |           | DVD-ROM           | 209 点     |
|       |       |           | ビデオテープ            | 57 点      |
|       |       |           | カセットテープ           | 167 点     |
|       |       |           | マルチメディアデイジー       | 30 点      |
|       |       |           | マイクロフィルム          | 426 点     |
| 逐次刊行物 | 新聞    | 23 紙      | 一般                | 19 紙      |
|       |       |           | ティーンズ             | 1 紙       |
|       |       |           | 児童                | 1 紙       |
|       |       |           | 外国語               | 2 紙       |
|       | 雑誌    | 129 誌     | 一般                | 96 誌      |
|       |       |           | ティーンズ             | 7 誌       |
|       |       |           | 児童                | 15 誌      |
|       |       |           | 外国語               | 1 誌       |
|       |       |           | 雑誌スポンサー制度<br>受入雑誌 | 10 誌      |

## (2)分類別内訳

単位:冊

| 旧 分 類  | 冊 数   | 旧 分 類       | 冊 数    |
|--------|-------|-------------|--------|
| 1 宗教哲学 | 3,935 | 9 政治        | 726    |
| 2 教育   | 2,876 | 10 外交、植民、交通 | 449    |
| 3 文学   | 8,592 | 11 経済、社会、統計 | 3,490  |
| 4 辞書辞典 | 1,307 | 12 産業、工学、芸術 | 3,795  |
| 5 中国哲学 | 1,135 | 13 数学理学     | 1,125  |
| 6 歴史伝記 | 6,084 | 14 博物医学     | 1,200  |
| 7 地理紀行 | 1,612 | 15 軍事、議会、雑誌 | 1,954  |
| 8 法律   | 1,084 | 16 洋書       | 991    |
| 合計     |       |             | 40,355 |

単位:冊

| 新 分 類 | 一 般     | ティーンズ  | 児 童    | 移動<br>図書館 | 公民館<br>図書室 | 合 計     |
|-------|---------|--------|--------|-----------|------------|---------|
| 0 総記  | 50,035  | 483    | 1,887  | 153       | 392        | 52,950  |
| 1 哲学  | 6,342   | 549    | 325    | 329       | 514        | 8,059   |
| 2 歴史  | 19,937  | 690    | 2,124  | 992       | 2,367      | 26,110  |
| 3 社会  | 19,820  | 1,500  | 2,148  | 847       | 1,679      | 25,994  |
| 4 自然  | 10,104  | 1,080  | 4,734  | 660       | 1,078      | 17,656  |
| 5 工学  | 10,490  | 480    | 1,801  | 1,527     | 2,983      | 17,281  |
| 6 産業  | 4,906   | 178    | 1,177  | 445       | 648        | 7,354   |
| 7 芸術  | 15,338  | 1,414  | 2,139  | 1,258     | 2,137      | 22,286  |
| 8 語学  | 2,270   | 344    | 761    | 98        | 268        | 3,741   |
| 9 文学  | 64,506  | 6,736  | 16,279 | 10,134    | 12,015     | 109,670 |
| 絵 本   |         |        | 21,662 | 9,084     | 22,063     | 52,809  |
| 紙芝居   |         |        | 955    | 416       | 468        | 1,839   |
| 外国語図書 | 263     | 194    | 870    | 2         |            | 1,329   |
| 合計    | 204,011 | 13,648 | 56,862 | 25,945    | 46,612     | 347,078 |

※移動図書館及び公民館図書室の児童図書(0～9分類)は絵本に含む。

※郷土資料(郷土旧分類を含む)は一般総記に含む。

※学校支援図書セットは児童総記に含む。

※旧分類とは明治37年2月の開館当初から昭和25年3月末まで受入した図書のことである。

#### 4. 令和7年度 蔵書統計【受入数内訳】

##### (1) 旧分類

単位:冊

| 分類          | 令和6年度末<br>所蔵数 | 令和7年度<br>変更数 | 令和7年度末<br>所蔵数 |
|-------------|---------------|--------------|---------------|
| 1 宗教哲学      | 3,935         | 0            | 3,935         |
| 2 教育        | 2,876         | 0            | 2,876         |
| 3 文学        | 8,592         | 0            | 8,592         |
| 4 辞書辞典      | 1,307         | 0            | 1,307         |
| 5 中国哲学      | 1,135         | 0            | 1,135         |
| 6 歴史伝記      | 6,084         | 0            | 6,084         |
| 7 地理紀行      | 1,612         | 0            | 1,612         |
| 8 法律        | 1,084         | 0            | 1,084         |
| 9 政治        | 726           | 0            | 726           |
| 10 外交、植民、交通 | 449           | 0            | 449           |
| 11 経済、社会、統計 | 3,490         | 0            | 3,490         |
| 12 産業、工学、芸術 | 3,795         | 0            | 3,795         |
| 13 数学理学     | 1,125         | 0            | 1,125         |
| 14 博物医学     | 1,200         | 0            | 1,200         |
| 15 軍事、議会、雑誌 | 1,954         | 0            | 1,954         |
| 16 洋書       | 991           | 0            | 991           |
| 合計          | 40,355        | 0            | 40,355        |

※変更数…郷土資料へ移管した冊数

(2)一般

単位:冊

| 分類    | 令和6年度末<br>所蔵数 | 令和7年度<br>受入数 | 令和7年度<br>除籍数 | 令和7年度末<br>所蔵数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| 0 総記  | 49,434        | 818          | 217          | 50,035        |
| 1 哲学  | 6,212         | 154          | 24           | 6,342         |
| 2 歴史  | 19,548        | 499          | 110          | 19,937        |
| 3 社会  | 19,348        | 721          | 249          | 19,820        |
| 4 自然  | 9,816         | 428          | 140          | 10,104        |
| 5 工学  | 10,182        | 524          | 216          | 10,490        |
| 6 産業  | 4,746         | 202          | 42           | 4,906         |
| 7 芸術  | 15,016        | 496          | 174          | 15,338        |
| 8 語学  | 2,219         | 93           | 42           | 2,270         |
| 9 文学  | 63,133        | 1,615        | 242          | 64,506        |
| 外国語図書 | 263           | 0            | 0            | 263           |
| 合計    | 199,917       | 5,550        | 1,456        | 204,011       |

※総記に郷土資料を含む…11ページへ郷土資料の内訳を掲載

単位:点

| 分類       | 令和6年度末<br>所蔵数 | 令和7年度<br>受入数 | 令和7年度<br>除籍数 | 令和7年度末<br>所蔵数 |
|----------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| CD       | 1,764         | 77           | 46           | 1,795         |
| DVD      | 1,329         | 47           | 17           | 1,359         |
| CD-ROM   | 234           | 0            | 0            | 234           |
| DVD-ROM  | 208           | 0            | 0            | 208           |
| ビデオテープ   | 57            | 1            | 1            | 57            |
| カセットテープ  | 167           | 0            | 0            | 167           |
| マイクロフィルム | 426           | 0            | 0            | 426           |
| 合計       | 4,185         | 125          | 64           | 4,246         |

### (3)ティーンズ

単位:冊

| 分類    | 令和6年度末<br>所蔵数 | 令和7年度<br>受入数 | 令和7年度<br>除籍数 | 令和7年度末<br>所蔵数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| 0 総記  | 571           | 23           | 111          | 483           |
| 1 哲学  | 568           | 32           | 51           | 549           |
| 2 歴史  | 729           | 21           | 60           | 690           |
| 3 社会  | 1,573         | 89           | 162          | 1,500         |
| 4 自然  | 1,155         | 63           | 138          | 1,080         |
| 5 工学  | 529           | 24           | 73           | 480           |
| 6 産業  | 202           | 13           | 37           | 178           |
| 7 芸術  | 1,428         | 107          | 121          | 1,414         |
| 8 語学  | 328           | 21           | 5            | 344           |
| 9 文学  | 6,680         | 423          | 367          | 6,736         |
| 外国語図書 | 195           | 0            | 1            | 194           |
| 合計    | 13,958        | 816          | 1,126        | 13,648        |

※総記に郷土資料を含む…11ページへ郷土資料の内訳を掲載

単位:点

| 分類       | 令和6年度末<br>所蔵数 | 令和7年度<br>受入数 | 令和7年度<br>除籍数 | 令和7年度末<br>所蔵数 |
|----------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| CD       | 27            | 0            | 1            | 26            |
| DVD      | 21            | 0            | 0            | 21            |
| CD-ROM   | 4             | 0            | 0            | 4             |
| DVD-ROM  | 1             | 0            | 1            | 0             |
| ビデオテープ   | 0             | 0            | 0            | 0             |
| カセットテープ  | 0             | 0            | 0            | 0             |
| マイクロフィルム | 0             | 0            | 0            | 0             |
| 合計       | 53            | 0            | 2            | 51            |

#### (4)児童

単位:冊

| 分類    | 令和6年度末<br>所蔵数 | 令和7年度<br>受入数 | 令和7年度<br>除籍数 | 令和7年度末<br>所蔵数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| 0 総記  | 1,894         | 43           | 50           | 1,887         |
| 1 哲学  | 326           | 8            | 9            | 325           |
| 2 歴史  | 2,085         | 66           | 27           | 2,124         |
| 3 社会  | 2,074         | 107          | 33           | 2,148         |
| 4 自然  | 4,610         | 203          | 79           | 4,734         |
| 5 工学  | 1,774         | 114          | 87           | 1,801         |
| 6 産業  | 1,154         | 46           | 23           | 1,177         |
| 7 芸術  | 2,092         | 103          | 56           | 2,139         |
| 8 語学  | 746           | 17           | 2            | 761           |
| 9 文学  | 16,037        | 314          | 72           | 16,279        |
| 絵本    | 21,166        | 646          | 150          | 21,662        |
| 紙芝居   | 939           | 20           | 4            | 955           |
| 外国語図書 | 869           | 13           | 12           | 870           |
| 合計    | 55,766        | 1,700        | 604          | 56,862        |

単位:点

| 分類          | 令和6年度末<br>所蔵数 | 令和7年度<br>受入数 | 令和7年度<br>除籍数 | 令和7年度末<br>所蔵数 |
|-------------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| CD          | 412           | 36           | 1            | 447           |
| DVD         | 654           | 23           | 25           | 652           |
| CD-ROM      | 0             | 0            | 0            | 0             |
| DVD-ROM     | 1             | 0            | 0            | 1             |
| マルチメディアデージー | 26            | 4            | 0            | 30            |
| 合計          | 1,093         | 63           | 26           | 1,130         |

## (5)移動図書館

単位:冊

| 分類   | 令和6年度末<br>所蔵数 | 令和7年度<br>受入数 | 令和7年度<br>除籍数 | 令和7年度末<br>所蔵数 |
|------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| 0 総記 | 148           | 10           | 5            | 153           |
| 1 哲学 | 315           | 27           | 13           | 329           |
| 2 歴史 | 972           | 67           | 47           | 992           |
| 3 社会 | 820           | 41           | 14           | 847           |
| 4 自然 | 629           | 51           | 20           | 660           |
| 5 工学 | 1,455         | 135          | 63           | 1,527         |
| 6 産業 | 428           | 33           | 16           | 445           |
| 7 芸術 | 1,227         | 60           | 29           | 1,258         |
| 8 語学 | 97            | 3            | 2            | 98            |
| 9 文学 | 9,677         | 677          | 220          | 10,134        |
| 洋書   | 2             | 0            | 0            | 2             |
| 絵本   | 8,885         | 440          | 241          | 9,084         |
| 紙芝居  | 415           | 12           | 11           | 416           |
| 合計   | 25,070        | 1,556        | 681          | 25,945        |

※移動図書館の児童図書(0～9 分類)は絵本に含む。

## (6)公民館図書室

単位:冊

| 分類   | 令和6年度末<br>所蔵数 | 令和7年度<br>受入数 | 令和7年度<br>除籍数 | 令和7年度末<br>所蔵数 |
|------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| 0 総記 | 394           | 2            | 4            | 392           |
| 1 哲学 | 511           | 5            | 2            | 514           |
| 2 歴史 | 2,384         | 6            | 23           | 2,367         |
| 3 社会 | 1,691         | 28           | 40           | 1,679         |
| 4 自然 | 1,063         | 26           | 11           | 1,078         |
| 5 工学 | 3,006         | 62           | 85           | 2,983         |
| 6 産業 | 648           | 11           | 11           | 648           |
| 7 芸術 | 2,195         | 4            | 62           | 2,137         |
| 8 語学 | 277           | 3            | 12           | 268           |
| 9 文学 | 11,980        | 204          | 169          | 12,015        |
| 絵本   | 22,179        | 156          | 272          | 22,063        |
| 紙芝居  | 466           | 2            | 0            | 468           |
| 合計   | 46,794        | 509          | 691          | 46,612        |

※公民館図書室の児童図書(0～9 分類)は絵本に含む。

(7)郷土資料

単位:冊

|        | 分類       | 令和6年度末<br>所蔵数 | 令和7年度<br>受入数 | 令和7年度<br>除籍数 | 令和7年度末<br>所蔵数 |
|--------|----------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| 館内貸出資料 | 郷土 L0    | 2,657         | 23           | 1            | 2,679         |
|        | 郷土 L1    | 743           | 7            | 1            | 749           |
|        | 郷土 L2    | 11,434        | 143          | 10           | 11,567        |
|        | 郷土 L3    | 6,002         | 81           | 0            | 6,083         |
|        | 郷土 L4    | 1,211         | 17           | 0            | 1,228         |
|        | 郷土 L5    | 1,254         | 24           | 22           | 1,256         |
|        | 郷土 L6    | 1,370         | 12           | 0            | 1,382         |
|        | 郷土 L7    | 2,648         | 55           | 32           | 2,671         |
|        | 郷土 L8    | 145           | 2            | 0            | 147           |
|        | 郷土 L9    | 3,445         | 53           | 0            | 3,498         |
|        | 郷土 L委託   | 242           | 0            | 0            | 242           |
|        | 郷土 旧分類   | 2,308         | 6            | 0            | 2,314         |
| 館外貸出資料 | 郷土 一般    | 7,593         | 213          | 38           | 7,768         |
|        | 郷土 ティーンズ | 227           | 3            | 72           | 158           |
|        | 郷土 児童    | 380           | 16           | 17           | 379           |
| 合計     |          | 41,659        | 655          | 193          | 42,121        |

## 5. 令和7年度 利用状況

### (1)入館者数

|             | 令和6年度   | 令和7年度   |
|-------------|---------|---------|
| センター開館日数(日) | 343     | 343     |
| センター入館者数(人) | 473,473 | 481,823 |
| 図書館入館者数(人)  | 217,396 | 224,891 |
| 割合(%)       | 45.9    | 46.7    |

### (2)利用実績（移動図書館含む・公民館図書室は含めない）

| 区分                         | 年度                   | 令和3年度       | 令和4年度       | 令和5年度       | 令和6年度       | 令和7年度       |
|----------------------------|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 人口(人)                      |                      | 114,639     | 113,007     | 111,324     | 109,798     | 107,854     |
| 開館日(日)                     |                      | 317         | 336         | 337         | 328         | 336         |
| 登録者数(人)                    |                      | 45,243      | 46,912      | 48,631      | 50,091      | 51,533      |
| 蔵書冊数(冊)                    |                      | 335,155     | 331,270     | 336,761     | 335,066     | 340,821     |
| 個人<br>貸出冊数(冊)              | 貸出人数(人)              | 105,398     | 106,633     | 106,010     | 99,535      | 98,560      |
|                            | 一般                   | 329,344     | 327,545     | 320,915     | 303,593     | 302,559     |
|                            | 中高生                  | 12,142      | 11,607      | 10,952      | 10,442      | 9,081       |
|                            | 児童                   | 88,542      | 87,670      | 86,063      | 78,743      | 80,692      |
|                            | 計                    | 430,028     | 426,822     | 417,930     | 392,778     | 392,332     |
| 特別貸出                       | 特別貸出件数(件)            | 496         | 466         | 452         | 471         | 490         |
|                            | 特別貸出冊数(冊)            | 1,581       | 1,626       | 1,419       | 1,580       | 2,009       |
|                            | 学校支援図書<br>セット貸出件数(件) | 11          | 15          | 8           | 4           | 9           |
|                            | 学校支援図書<br>セット貸出冊数(冊) | 304         | 441         | 222         | 125         | 233         |
| 団体                         | 団体数<br>(利用回数)        | 1団体<br>(1回) | 1団体<br>(1回) | 1団体<br>(1回) | 2団体<br>(4回) | 3団体<br>(3回) |
|                            | 貸出冊数(冊)              | 100         | 34          | 30          | 322         | 193         |
| 年間貸出総冊数(冊)                 |                      | 432,013     | 428,923     | 419,601     | 394,805     | 394,767     |
| 当<br>一<br>日                | 貸出冊数(冊)              | 1,362.82    | 1,276.56    | 1,245.11    | 1,203.67    | 1,174.90    |
|                            | 利用者数(人)              | 334.09      | 318.79      | 315.94      | 304.92      | 294.83      |
| 一<br>人<br>市<br>民<br>当<br>り | 蔵書数(冊)               | 2.92        | 2.93        | 3.03        | 3.05        | 3.16        |
|                            | 貸出冊数(冊)              | 3.77        | 3.80        | 3.77        | 3.60        | 3.66        |

※登録者数(人)は、団体貸出登録者数を含む

※令和3年度は、図書館システム更新のため臨時休館した。(2月1日～28日)

※令和6年度は、図書館内照明 LED 化工事のため臨時休館した。(2月1日～14日)

①本館

| 区分      |                                  | 年度  | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   | 令和7年度   |
|---------|----------------------------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 開館日(日)  |                                  |     | 317     | 336     | 337     | 328     | 336     |
| 蔵書冊数(冊) |                                  |     | 307,453 | 304,596 | 309,335 | 309,996 | 314,876 |
| 個人      | 貸出人数(人)                          |     | 100,396 | 101,866 | 101,303 | 94,739  | 94,143  |
|         | 貸出冊数(冊)                          | 一般  | 315,348 | 314,560 | 309,288 | 291,997 | 291,469 |
|         |                                  | 中高生 | 11,972  | 11,414  | 10,770  | 10,195  | 8,655   |
|         |                                  | 児童  | 81,898  | 81,482  | 79,836  | 72,471  | 75,387  |
|         |                                  | 計   | 409,218 | 407,456 | 399,894 | 374,663 | 375,511 |
| 各種サービス  | 図書予約数(件)                         |     | 19,189  | 19,756  | 20,311  | 20,590  | 20,455  |
|         | レファレンス件数(件)                      |     | 4,330   | 3,841   | 4,090   | 3,230   | 3,171   |
|         | 複写枚数(枚)                          |     | 20,133  | 21,480  | 21,798  | 16,714  | 19,330  |
|         | 公共インターネットパソコン利用人数(人)             |     | 2,311   | 3,051   | 2,714   | 2,180   | 2,080   |
|         | 公共インターネット回線利用人数(人)               |     | 401     | 494     | 295     | 279     | 241     |
|         | オンライン・デジタルデータベース利用件数(件)          |     | 152     | 181     | 165     | 132     | 214     |
|         | 視聴覚資料館内利用人数(人)                   |     | 686     | 505     | 525     | 560     | 478     |
|         | ナクソス・ミュージック・ライブラリー利用件数(件)        |     | 52      | 49      | 26      | 27      |         |
|         | 文献複写依頼件数(件)                      |     | 6       | 7       | 12      | 2       | 9       |
|         | 障がい者等サービス<br>対面朗読・再生機<br>利用回数(回) |     | 6       | 0       | 0       | 8       | 15      |
|         | 障がい者等サービス<br>録音・朗読CD<br>貸出点数(点)  |     | 56      | 14      | 18      | 7       | 2       |

②移動図書館

| 区分      |         | 年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  |
|---------|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 開館日(日)  |         |     | 120    | 120    | 120    | 120    | 113    |
| 蔵書冊数(冊) |         |     | 27,702 | 26,674 | 27,426 | 25,070 | 25,945 |
| 個人      | 貸出人数(人) |     | 5,002  | 4,767  | 4,707  | 4,796  | 4,417  |
|         | 貸出冊数(冊) | 一般  | 13,996 | 12,985 | 11,627 | 11,596 | 11,090 |
|         |         | 中高生 | 170    | 193    | 182    | 247    | 426    |
|         |         | 児童  | 6,644  | 6,188  | 6,227  | 6,272  | 5,305  |
|         |         | 計   | 20,810 | 19,366 | 18,036 | 18,115 | 16,821 |

### (3)登録者数

#### ①新規登録者数(本館)

単位:人

| 区分 \ 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般      | 770   | 976   | 870   | 786   | 823   |
| 中高生     | 56    | 64    | 139   | 130   | 54    |
| 児童      | 625   | 561   | 620   | 487   | 488   |
| 計       | 1,451 | 1,601 | 1,629 | 1,403 | 1,365 |

#### ②新規登録者数(移動図書館)

単位:人

| 区分 \ 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般      | 34    | 29    | 23    | 21    | 17    |
| 中高生     | 6     | 10    | 15    | 7     | 13    |
| 児童      | 87    | 90    | 89    | 95    | 84    |
| 計       | 127   | 129   | 127   | 123   | 114   |

#### ③現在登録者数(本館)

単位:人

| 区分 \ 年度 | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一般      | 33,120 | 34,864 | 36,510 | 37,957 | 39,439 |
| 中高生     | 4,375  | 4,330  | 4,417  | 4,494  | 4,423  |
| 児童      | 4,285  | 4,130  | 3,992  | 3,818  | 3,740  |
| 計       | 41,780 | 43,324 | 44,919 | 46,269 | 47,602 |

#### ④現在登録者数(移動図書館)

単位:人

| 区分 \ 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般      | 1,998 | 2,193 | 2,344 | 2,494 | 2,645 |
| 中高生     | 843   | 771   | 766   | 767   | 726   |
| 児童      | 622   | 624   | 602   | 561   | 548   |
| 計       | 3,463 | 3,588 | 3,712 | 3,822 | 3,919 |

#### 【総計】

令和6年度 総登録者数 50,091 人

令和7年度 総登録者数 51,533 人

※登録者数は、団体貸出登録者数を含む

# ⑤市町村別登録者数

単位:人

| No. | 市町村名  | 令和7年度<br>新規登録者数 | 令和7年度末<br>登録者数 | 令和6年度末<br>登録者数 |
|-----|-------|-----------------|----------------|----------------|
| 1   | 会津若松市 | 1,193           | 42,703         | 41,526         |
| 2   | 会津美里町 | 42              | 2,023          | 1,989          |
| 3   | 会津坂下町 | 40              | 946            | 907            |
| 4   | 喜多方市  | 79              | 2,090          | 2,011          |
| 5   | 磐梯町   | 16              | 383            | 366            |
| 6   | 湯川村   | 15              | 400            | 383            |
| 7   | 猪苗代町  | 7               | 438            | 432            |
| 8   | 下郷町   | 1               | 131            | 132            |
| 9   | 柳津町   | 4               | 134            | 133            |
| 10  | 南会津町  | 8               | 227            | 220            |
| 11  | 北塩原村  | 6               | 102            | 98             |
| 12  | 三島町   | 1               | 71             | 68             |
| 13  | 西会津町  | 8               | 142            | 134            |
| 14  | 金山町   | 1               | 48             | 48             |
| 15  | 昭和村   | 5               | 28             | 23             |
| 16  | 只見町   | 1               | 32             | 32             |
| 17  | 桧枝岐村  | 0               | 12             | 12             |
| 18  | 県内その他 | 7               | 110            | 103            |
| 19  | 避難者   | 0               | 928            | 932            |
| 20  | 長期滞在者 | 45              | 585            | 542            |
| 合 計 |       | 1,479           | 51,533         | 50,091         |

#### (4)分類貸出冊数

##### ①本館

単位:冊

| 分類    | 一般図書    | ティーンズ <sup>®</sup> 図書 | 児童図書    | 合計      | 構成比      |
|-------|---------|-----------------------|---------|---------|----------|
| 0 総 記 | 2,684   | 218                   | 1,095   | 3,997   | 1.06 %   |
| 1 哲 学 | 7,314   | 553                   | 892     | 8,759   | 2.32 %   |
| 2 歴 史 | 12,331  | 449                   | 4,051   | 16,831  | 4.46 %   |
| 3 社 会 | 13,225  | 1,601                 | 2,317   | 17,143  | 4.54 %   |
| 4 自 然 | 11,827  | 1,313                 | 10,129  | 23,269  | 6.16 %   |
| 5 工 学 | 23,638  | 585                   | 4,769   | 28,992  | 7.67 %   |
| 6 産 業 | 5,098   | 127                   | 1,880   | 7,105   | 1.88 %   |
| 7 芸 術 | 16,977  | 3,976                 | 5,416   | 26,369  | 6.98 %   |
| 8 語 学 | 2,194   | 567                   | 990     | 3,751   | 0.99 %   |
| 9 文 学 | 103,715 | 10,633                | 27,327  | 141,675 | 37.50 %  |
| 絵 本   |         |                       | 63,819  | 63,819  | 16.89 %  |
| 紙 芝 居 |         |                       | 1,700   | 1,700   | 0.45 %   |
| 外国語図書 | 58      | 64                    | 413     | 535     | 0.14 %   |
| 視聴覚資料 | 5,707   | 13                    | 4,743   | 10,463  | 2.77 %   |
| 雑 誌   | 14,392  |                       | 1,102   | 15,494  | 4.10 %   |
| 郷 土   | 7,306   | 249                   | 237     | 7,792   | 2.06 %   |
| 旧 分 類 | 59      |                       |         | 59      | 0.02 %   |
| 合 計   | 226,525 | 20,348                | 130,880 | 377,753 | 100.00 % |

※館内貸出、特別貸出、学校支援図書セット貸出を含む。

##### ②移動図書館

単位:冊

| 分類    | 一般図書   | 児童図書  | 合計     | 構成比      |
|-------|--------|-------|--------|----------|
| 0 総 記 | 47     | 112   | 159    | 0.92 %   |
| 1 哲 学 | 257    | 78    | 335    | 1.95 %   |
| 2 歴 史 | 233    | 147   | 380    | 2.21 %   |
| 3 社 会 | 460    | 213   | 673    | 3.91 %   |
| 4 自 然 | 591    | 717   | 1,308  | 7.60 %   |
| 5 工 学 | 1,186  | 354   | 1,540  | 8.95 %   |
| 6 産 業 | 306    | 141   | 447    | 2.60 %   |
| 7 芸 術 | 362    | 280   | 642    | 3.73 %   |
| 8 語 学 | 48     | 86    | 134    | 0.78 %   |
| 9 文 学 | 7,166  | 1,694 | 8,860  | 51.49 %  |
| 絵 本   |        | 2,616 | 2,616  | 15.20 %  |
| 紙 芝 居 |        | 104   | 104    | 0.60 %   |
| 外国語図書 |        |       | 0      | 0.00 %   |
| 視聴覚資料 |        |       | 0      | 0.00 %   |
| 雑 誌   |        |       | 0      | 0.00 %   |
| 郷 土   | 9      | 0     | 9      | 0.05 %   |
| 合 計   | 10,665 | 6,542 | 17,207 | 100.00 % |

※団体貸出を含む。

## (5)月別利用状況 本館

|     |       | 開館日数<br>(日) | 利用者数<br>(人) | 貸出点数<br>(冊) | レファレンス数<br>(件) | 新規登録者数<br>(人) |
|-----|-------|-------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 4月  | 令和7年度 | 29          | 7,768       | 30,624      | 327            | 146           |
|     | 令和6年度 | 29          | 7,720       | 29,723      | 268            | 108           |
| 5月  | 令和7年度 | 29          | 8,086       | 31,770      | 289            | 117           |
|     | 令和6年度 | 29          | 8,042       | 31,203      | 255            | 148           |
| 6月  | 令和7年度 | 29          | 7,899       | 30,464      | 273            | 115           |
|     | 令和6年度 | 29          | 8,683       | 33,680      | 304            | 142           |
| 7月  | 令和7年度 | 30          | 8,874       | 34,461      | 282            | 180           |
|     | 令和6年度 | 30          | 8,946       | 35,308      | 352            | 188           |
| 8月  | 令和7年度 | 29          | 9,313       | 36,955      | 344            | 214           |
|     | 令和6年度 | 29          | 9,281       | 36,710      | 335            | 173           |
| 9月  | 令和7年度 | 29          | 7,970       | 30,215      | 249            | 117           |
|     | 令和6年度 | 29          | 8,599       | 32,978      | 300            | 149           |
| 10月 | 令和7年度 | 30          | 7,745       | 29,555      | 225            | 83            |
|     | 令和6年度 | 30          | 8,113       | 31,038      | 282            | 133           |
| 11月 | 令和7年度 | 28          | 7,760       | 30,927      | 209            | 95            |
|     | 令和6年度 | 28          | 8,133       | 31,659      | 274            | 92            |
| 12月 | 令和7年度 | 27          | 7,764       | 33,543      | 248            | 95            |
|     | 令和6年度 | 27          | 7,784       | 32,575      | 213            | 77            |
| 1月  | 令和7年度 | 27          | 7,595       | 31,818      | 224            | 84            |
|     | 令和6年度 | 27          | 7,877       | 33,793      | 205            | 70            |
| 2月  | 令和7年度 | 19          | 5,965       | 24,936      | 210            | 64            |
|     | 令和6年度 | 11          | 3,540       | 14,299      | 116            | 40            |
| 3月  | 令和7年度 | 30          | 7,903       | 32,485      | 291            | 59            |
|     | 令和6年度 | 30          | 8,496       | 33,402      | 326            | 99            |
| 合計  | 令和7年度 | 336         | 94,642      | 377,753     | 3,171          | 1,369         |
|     | 令和6年度 | 328         | 95,214      | 376,368     | 3,230          | 1,419         |

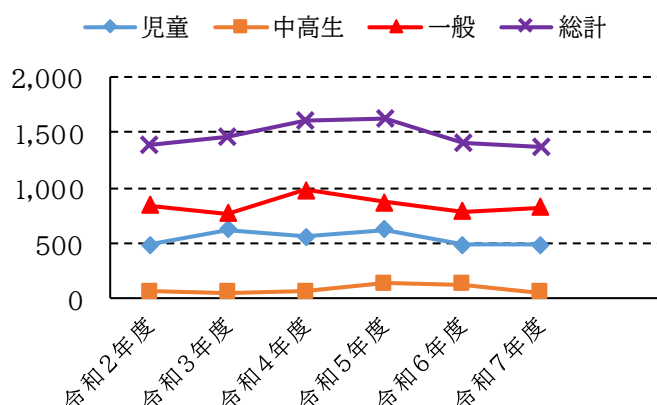
※本館の貸出冊数は館内貸出、特別貸出、学校支援図書セット貸出を含む。

## 6. 統計グラフ

### 新規登録者数(本館)

単位:人

|     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童  | 480   | 625   | 561   | 620   | 487   | 488   |
| 中高生 | 64    | 56    | 64    | 139   | 130   | 54    |
| 一般  | 839   | 770   | 976   | 870   | 786   | 823   |
| 総計  | 1,383 | 1,451 | 1,601 | 1,629 | 1,403 | 1,365 |



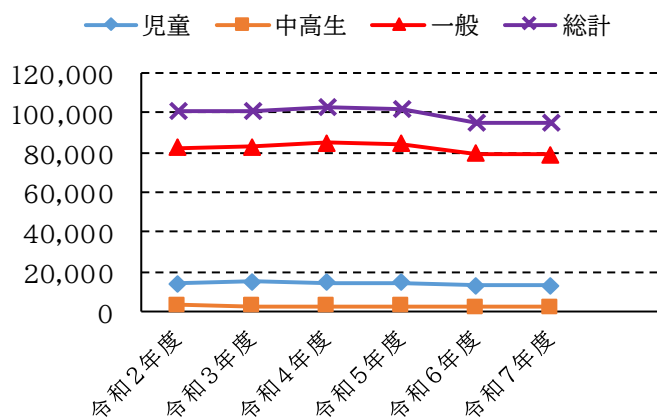
令和7年度末現在全登録者数

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 児童 | 3,740  | 人 |
|    | 7.9    | % |
| 学生 | 4,423  | 人 |
|    | 9.3    | % |
| 一般 | 39,439 | 人 |
|    | 82.9   | % |
| 計  | 47,602 | 人 |

### 利用人数(本館)

単位:人

|     | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度  | 令和7年度  |
|-----|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 児童  | 14,393  | 14,898  | 14,862  | 14,811  | 13,072 | 13,407 |
| 中高生 | 3,361   | 3,097   | 2,855   | 2,761   | 2,560  | 2,210  |
| 一般  | 82,601  | 82,908  | 84,630  | 84,191  | 79,582 | 79,025 |
| 総計  | 100,355 | 100,903 | 102,347 | 101,763 | 95,214 | 94,642 |



令和7年度

一般上位年代別利用人数

|        |        |   |
|--------|--------|---|
| 70歳以上  | 23,422 | 人 |
|        | 29.6   | % |
| 60～69歳 | 17,700 | 人 |
|        | 22.4   | % |
| 50～59歳 | 12,761 | 人 |
|        | 16.1   | % |

※比率は一般利用人数による

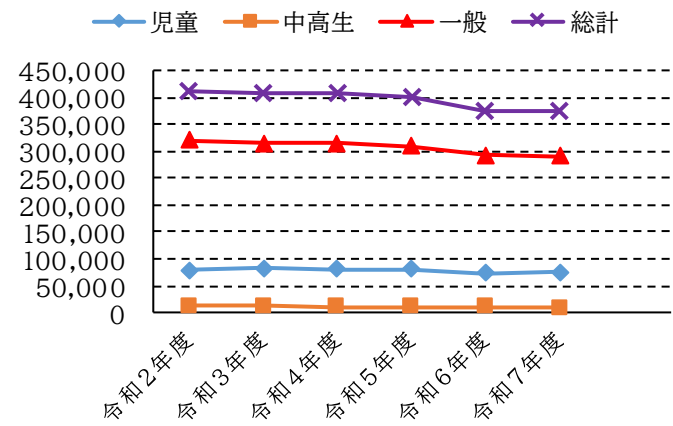
※特別貸出・学校支援図書

セット貸出は一般に含める

貸出冊数(本館)

単位:冊

|     | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   | 令和7年度   |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 児童  | 78,070  | 81,898  | 81,482  | 79,836  | 72,471  | 75,387  |
| 中高生 | 13,010  | 11,972  | 11,414  | 10,770  | 10,195  | 8,655   |
| 一般  | 319,578 | 315,348 | 314,560 | 309,288 | 291,997 | 291,469 |
| 総計  | 410,658 | 409,218 | 407,456 | 399,894 | 374,663 | 375,511 |



|                      |        |   |
|----------------------|--------|---|
| 令和7年度<br>一般上位年代別貸出冊数 |        |   |
| 70歳以上                | 83,835 | 冊 |
|                      | 28.8   | % |
| 60～69歳               | 59,868 | 冊 |
|                      | 20.5   | % |
| 40～49歳               | 52,027 | 冊 |
|                      | 17.8   | % |
| ※比率は一般利用人数による        |        |   |
| ※特別貸出・学校支援図書         |        |   |
| セット貸出は含めない           |        |   |

## 7. 条例・規則等

### ○会津若松市生涯学習総合センター条例

平成22年3月26日  
会津若松市条例第9号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、豊かな生涯学習社会の実現に寄与するため、本市の生涯学習の拠点施設として、会津若松市生涯学習総合センター(以下「生涯学習センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 生涯学習センターは、会津若松市栄町3番50号に置く。

(業務)

第3条 生涯学習センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民の生涯学習の振興に関すること。
- (2) 図書、記録、その他必要な資料を収集し、並びに整理し、及び保存して市民の利用に供すること。
- (3) 生涯学習センターの施設の利用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(施設の構成)

第4条 生涯学習センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 会津若松市立会津図書館条例(昭和30年条例第30号)第2条に規定する会津若松市立会津図書館(以下「会津図書館」という。)
- (2) 会津若松市公民館条例(昭和39年会津若松市条例第31号)第2条に規定する会津若松市中央公民館(以下「中央公民館」という。)
- (3) 多目的ホール
- (4) 市民ギャラリー
- (5) 駐車場

2 会津図書館及び中央公民館の設置及び管理に関しては、それぞれ前項第1号及び第2号に掲げる条例の定めるところによる。

(開館時間等)

第5条 生涯学習センター(会津図書館及び中央公民館を除く。以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 センターの休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の開館時間を変更し、又は前項の休館日に開館し、若しくは臨時に休館することができる。

(行為の禁止)

第6条 センターにおいては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、附属設備、備品等をき損し、又は汚損すること。
- (2) 物品の販売、広告宣伝その他これらに類する営利行為をすること(市長の許可をあらかじめ受けた場合を除く。)
- (3) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること(市長の許可をあらかじめ受けた場合を除く。)
- (4) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙すること。
- (5) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をすること。

(利用の許可)

第7条 第4条第1項第3号に規定する多目的ホール及び同項第4号に規定する市民ギャラリー(以下「ホール等」という。)を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、生涯学習センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、ホール等の利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 生涯学習センターの施設、附属設備、備品等をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 生涯学習センターの管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生涯学習センターの設置の目的に反するとき。

(遵守事項)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外にホール等を利用しないこと。
- (2) 許可を受けた利用の権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 利用の許可を受けないホール等の施設、附属設備、備品等を利用しないこと。
- (4) 多目的ホールの収容人員を超えて入場させないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が、第7条第1項の許可の目的又は条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により第7条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上又は生涯学習センターの管理上必要と認めるとき。

2 市長は、前項の場合において、利用者に損害があっても、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 利用者は、別表第1に掲げる使用料(消費税及び地方消費税の額を含む。)を納入しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の返還)

第13条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(原状回復)

第14条 利用者は、ホール等の利用を終了したとき又は第10条第1項の規定により第7条第1項の許可を取り消されたとき若しくは利用を停止されたときは、その利用に係る施設、附属設備、備品等を直ちに原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が執行し、その費用を利用者から徴収する。

(駐車料金)

第15条 市長は、第4条第1項第5号に規定する駐車場に自動車を駐車する者(以下「駐車場利用者」という。)から、当該駐車場利用者が駐車場から自動車を出場するときに、別表第2に掲げる駐車料金(消費税及び地方消費税の額を含む。)を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、駐車場利用者が規則で定める自動車を駐車するときは、駐車料金を徴収しないことができる。

(駐車料金の返還)

第16条 既納の駐車料金は、返還しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失によりセンターの施設、附属設備、備品等をき損し、若しくは汚損し、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償し、又は原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(廃止)

第18条 生涯学習センターを廃止するときは、地方自治法第244条の2第2項に定める議会の同意を得なければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成23年規則第1号で平成23年3月26日から施行)

(準備行為)

2 施行日以後のホール等の利用の許可その他センターの管理に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成25年12月25日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。  
附 則(平成31年3月22日条例第18号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第11条関係)

| 区分       | 利用単位 | 使用料              |
|----------|------|------------------|
| 多目的ホール   | 1時間  | 1,570円           |
| 市民ギャラリー  | 1時間  | 200円             |
| 附属設備及び備品 | 1時間  | 1,040円以内で規則で定める額 |

備考

- 1 利用者が入場料を徴収する場合(入場料、会費、寄附金等その名称のいかんを問わず、その催し物につき入場者から入場の対価を徴収する場合をいう。)のホール等の使用料は、次の区分により算定した額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算した額とする。
  - (1) 入場料1,000円以上2,500円未満 使用料の100分の30に相当する額
  - (2) 入場料2,500円以上4,000円未満 使用料の100分の50に相当する額
  - (3) 入場料4,000円以上 使用料の100分の100に相当する額
- 2 利用時間の延長をした場合のホール等の使用料は、1時間当たりの使用料につき、次の区分により算定した額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算した額とする。
  - (1) 超過時間1時間未満 使用料の100分の30に相当する額
  - (2) 超過時間1時間以上2時間未満 使用料の100分の60に相当する額
  - (3) 超過時間2時間以上 使用料の100分の100に相当する額
- 3 利用時間は、準備から原状に回復するまでの時間とする。

別表第2(第15条関係)

| 駐車時間の区分         | 駐車料金 |
|-----------------|------|
| 2時間まで           | 無料   |
| 2時間を超えた後30分までごと | 100円 |

備考 この表の規定にかかわらず、生涯学習センターを利用する者以外の者が駐車場を利用した場合の駐車料金の額は、30分までごとに100円とする。

## ○会津若松市生涯学習総合センター組織規則

平成22年11月25日  
会津若松市教育委員会規則第20号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、会津若松市生涯学習総合センター条例(平成22年会津若松市条例第9号)第1条に規定する会津若松市生涯学習総合センター(以下「生涯学習総合センター」という。)の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

- 第2条 生涯学習総合センターの事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 生涯学習の推進及び総合調整に関すること。
  - (2) 社会教育の振興に関すること。
  - (3) 社会教育施設の整備に関すること。
  - (4) 社会教育委員に関すること。
  - (5) 社会教育関係職員の研修に関すること。
  - (6) 生涯学習総合センター(第9号及び第10号に掲げる施設を除く。次号において「センター」という。)の使用に関すること。
  - (7) センターの施設整備の管理及び保全に関すること。
  - (8) 子どもの森に関すること。
  - (9) 会津若松市公民館条例(昭和39年会津若松市条例第31号)第2条に規定する会津若松市中央公民館(以下「中央公民館」という。)の事務であって、おおむね次に掲げるもの。
    - ア 公民館の総合調整に関すること。
    - イ 中央公民館施設設備の管理及び保全に関すること。
    - ウ 中央公民館使用に関すること。
    - エ 中央公民館事業懇談会に関すること。
    - オ 事業の企画及び実施に関すること。
    - カ 社会教育関係団体及びその他の団体、機関との連絡に関すること。
    - キ 公民館運営審議会に関すること。
  - (10) 会津若松市立会津図書館条例(昭和30年条例第30号)第2条に規定する会津若松市立会津図書館(次条において「会津図書館」という。)の事務であって、おおむね次に掲げるもの。
    - ア 資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。
    - イ 資料の分類及び目録作成に関すること。
    - ウ 資料の利用及び貸出に関すること。
    - エ 資料の調査、相談及び複写に関すること。
    - オ 読書案内に関すること。
    - カ 移動図書館の運営に関すること。
    - キ 図書館その他の教育機関及び読書団体との連絡並びに協力に関すること。
    - ク 会津図書館協議会に関すること。
    - ケ 視聴覚機材及び教材に関すること。
- (平23教育規則1、6・一部改正)

(職及び職務)

- 第3条 生涯学習総合センターに次の表左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

|        |                                                                                                                                                                                    |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所長     | 1 上司の命を受けて生涯学習総合センターの事務を統括し、所属職員を指揮監督する。<br>2 上位方針に基づき、所掌する事務の執行方針及び実施計画を設定し、その計画的な遂行を図る。<br>3 自己研修に励み、自ら垂範する。                                                                     |
| 副所長    | 1 所長を補佐し、生涯学習総合センターの事務を整理する。<br>2 所掌する事務の執行にあたり、創意工夫により臨機応変に対応できるよう執行体制の確立を図る。<br>3 所掌する事務を効果的かつ効率的に執行するため、組織内のコミュニケーションの活性化及び情報の共有化を図るとともに、職員の能力開発と士気の高揚を図る。<br>4 自己研修に励み、自ら垂範する。 |
| 中央公民館長 | 社会教育法(昭和24年法律第207号)第27条第2項に定めるもののほか、上司の命を受けて中央公民館の事務を統括する。                                                                                                                         |
| 図書館長   | 図書館法(昭和25年法律第118号)第13条第2項に定めるもののほか、上司の命を受けて図書館の事務を統括する。                                                                                                                            |

(その他の職及び職務)

第4条 生涯学習総合センターに前条の表に掲げるもののほか必要な職を置くことができるものとし、その職及び職務は、会津若松市教育委員会事務局組織規則(昭和59年会津若松市教育委員会規則第3号。次条において「事務局組織規則」という。)第5条の表を準用する。この場合において、「事務局」及び「課又は室」とあるのは「生涯学習総合センター」と読み替えるものとする。

(グループ制)

第5条 所長は、分掌事務を効果的かつ効率的に処理するため、必要なグループを置くことができる。

2 グループ制については、事務局組織規則第6条に定めるところによる。

(服務)

第6条 生涯学習総合センターにおける服務については、会津若松市の職員の服務に関する規定の例による。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成23年1月28日教育規則第1号)

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

附 則(平成23年4月21日教育規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の会津若松市事務局組織規程第3条及び第2条の規定による改正後の会津若松市生涯学習総合センター規則第2条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

○会津若松市生涯学習総合センター職員の勤務時間等に関する規程

平成22年11月25日  
会津若松市教育委員会訓令第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、会津若松市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年会津若松市規則第8号)第19条の規定に基づき、会津若松市生涯学習総合センターに勤務する職員(次条において「センター職員」という。)の勤務時間、休憩時間及び週休日(次条において「勤務時間等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等の特例)

第2条 センター職員の勤務時間等については、次の表のとおりとする。

| 勤務の区分 | 勤務時間                | 休憩時間                                    | 週休日                  |
|-------|---------------------|-----------------------------------------|----------------------|
| 通常勤務  | 午前8時30分から午後5時15分まで  | 勤務時間の途中において会津若松市生涯学習総合センター所長が定める60分間の時間 | 4週間ごとの期間につき教育長が定める8日 |
| 準遅出勤務 | 午前9時30分から午後6時15分まで  |                                         |                      |
| 遅出勤務  | 午前10時30分から午後7時15分まで |                                         |                      |

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

○会津若松市立会津図書館条例

昭和30年4月7日  
条例第30号

- 第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、図書館を設置する。
- 第2条 本市の図書館を会津若松市立会津図書館(以下「図書館」という。)と称し、会津若松市栄町3番50号に置く。(平22条例11・一部改正)
- 第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。
- (1) 次号に掲げる日以外の日 午前9時から午後7時まで
  - (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 午前9時から午後6時まで
- 2 図書館の休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。
- 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、第1項の開館時間を変更し、又は前項の休館日に開館し、若しくは臨時に休館することができる。(平22条例11・追加)
- 第4条 図書館に館長、司書、司書補及びその他必要な職員をおく。
- 2 前項職員の定数は、「会津若松市職員定数条例」の定めるところによる。  
(平22条例11・旧3条繰下)
- 第5条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情並びに一般市民の希望にそい、適当と認める地区に閲覧所又は配本所を設けることができる。(平22条例11・旧4条繰下)
- 第6条 前条の閲覧所又は配本所の設置、廃止、管理及び運営に関しては、本市教育委員会が定める。(平22条例11・旧5条繰下)
- 第7条 図書館法第14条第1項の規定により、図書館に図書館協議会を置く。
- 2 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。
- 3 図書館協議会の委員の定数は10名以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。  
(平22条例11・旧6条繰下、平24条例12・一部改正)
- 第8条 この条例施行に関して必要な事項は、本市教育委員会が別に定める。  
(平22条例11・旧7条繰下)
- 第9条 図書館を廃止するときは、地方自治法第244条の2第2項に定める議会の同意を得なければならない。  
(平22条例11・旧8条繰下)
- 附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 会津若松市立会津図書館条例による図書館協議会の委員は、この条例施行前に任命された旧若松市の図書館協議会の委員をもってこれに充て、その任期は従前の規定により、委員に任命された日からこれを起算する。
- 附 則(昭和35年4月4日条例第15号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。
- 附 則(昭和39年3月30日条例第32号)  
この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和40年3月30日条例第6号)  
この条例は、公布の日から施行し、昭和40年2月1日から適用する。
- 附 則(昭和44年7月7日条例第12号)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 会津図書館使用料条例(昭和25年条例第37号)は、廃止する。  
附 則(平成22年3月26日条例第11号)  
この条例は、規則で定める日から施行する。  
(平成23年教育規則第5号で平成23年3月26日から施行)  
附 則(平成24年3月21日条例第12号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第7条の規定により任命された図書館協議会の委員は、この条例の施行の日において改正後の第7条の規定により同協議会の委員に任命されたものとみなす。ただし、その任期については、改正前の第7条の規定により同協議会の委員に任命された日からこれを起算する。

## ○会津若松市立会津図書館条例施行規則

昭和52年3月31日  
会津若松市教育委員会規則第1号

### (目的)

第1条 この規則は、会津若松市立会津図書館条例(昭和30年条例第30号)第8条の規定に基づき、会津若松市立会津図書館(以下「図書館」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(平22教育規則18・一部改正)

### (館内利用)

第2条 開架の資料は自由に利用することができる。ただし、閉架の資料を利用しようとする者は、館内利用カードに所定の事項を記入し、職員に提出して借り受け、所定の場所で閲覧しなければならない。

2 館内において同時に利用できる資料の数は、1人につき図書資料10冊以内、視聴覚資料2点以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 利用者は、借り受けた資料を退館の際返納しなければならない。

(平8教育規則2、平14教育規則4・一部改正、平22教育規則18・旧4条一部改正し繰上、令7教育規則3・一部改正)

### (入館者の心得)

第3条 入館者及び資料の利用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 資料は大切に取扱い、定められた場所以外では利用しないこと。

(2) 建物及び設備等を汚損又は損傷しないこと。

(3) 館内では喫煙や飲食をしないこと。

(4) その他迷惑をする行為をしないこと。

2 前項に違反した者には図書館の入館及び資料の利用を断ることができる。

(平22教育規則18・旧5条一部改正し繰上)

### (館外利用)

第4条 次の各号に該当する者は、館外において資料を利用することができる。

(1) 本市に在住する者、本市に通勤通学する者、喜多方市並びに南会津郡、耶麻郡、河沼郡及び大沼郡に属する町村に在住する者

(2) その他教育委員会が特に認めた者

(平8教育規則2、平16教育規則19・一部改正、平22教育規則18・旧6条繰上)

### (利用手続及び貸出券)

第5条 図書館資料を館外で利用しようとする者は、会津図書館館外貸出登録申込書(第1号様式)により登録し、会津図書館ライブラリーカード(第2号様式)(以下「貸出券」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の規定による貸出券の交付を受けた者(次項において「貸出券所有者」という。)は、前項の規定による登録事項について3年ごとに館長の確認を受けるものとする。

3 貸出券所有者は、第1項の規定による登録事項について異動が生じたときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

4 虚偽の登録を行い、又は貸出券を他人に譲渡し、若しくは転貸する等の行為をした者に対しては、登録を取り消すものとする。

(平7教育規則7・全改、平14教育規則1、平16教育規則21、平22教育規則2・一部改正、平22教育規則18・旧7条一部改正し繰上、令7教育規則3・一部改正)

### (利用資料数及び期間)

第6条 館外において同時に利用できる資料の数は、1人につき10点以内とし、うち視聴覚資料2点以内とする。

2 貸出期間は15日以内とする。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、第1項に定める数または第2項に定める期間を超えて貸出することができる。

(平7教育規則7・一部改正、平22教育規則18・旧8条一部改正し繰上、令7教育規則3・一部改正)

### (団体貸出及び移動図書館)

第7条 団体貸出はあらかじめ登録した団体の申出により、教育委員会が適当と認めた者に貸出しするものとする。

2 移動図書館は、市内の適当と認めた場所において貸出しするものとする。

3 団体貸出及び移動図書館により、利用できる資料の冊数及び貸出期間は、前条の規定にかかわらず、別に定めるものとする。

(昭54教育規則3、平8教育規則2・一部改正、平22教育規則18・旧9条繰上)

### (館外利用者の心得)

第8条 利用者は資料を大切に取扱い、亡紛失又は汚損若しくは損傷してはならない。

2 前項に違反した者は資料の館外利用を断るものとする。

(平22教育規則18・旧10条繰上)

(館外利用の制限)

第9条 次の資料の館外利用は許可しないものとする。ただし、教育委員会がやむをえないと認める場合はこの限りでない。

(1) 基本図書

(2) 貴重図書及び貴重資料

(3) 郷土資料

(4) その他教育委員会において必要と認めた資料

(平22教育規則18・旧11条繰上)

第9条の2 資料を館外で利用した者が、資料の返却を怠り、又は督促しても返却をしない場合は、館外利用を制限することができる。

(平19教育規則13・追加、平22教育規則18・旧11条の2繰上)

(その他の奉仕)

第10条 資料の利用以外に読書会、講演会、おはなし会その他の行事を行うことができる。

(平22教育規則18・旧12条一部改正繰上)

第11条 利用者の求めに応じて、図書館以外の所蔵に係る資料の貸借等につきあつ旋することがある。

2 その他調査又は研究に供するため資料の複写を行い、交付することができる。

(平22教育規則18・旧13条繰上)

(資料の寄贈及び寄託)

第12条 広く一般の利用に供する目的をもつて資料を寄贈又は寄託しようとする者は、申込書に所定の事項を記入し、教育委員会の承認を得て現品を搬入するものとする。

(平22教育規則18・旧14条繰上)

第13条 寄贈資料又は寄託資料については、寄贈者又は寄託者に関する事項その他必要な事項を図書原簿に記録するものとする。

(平22教育規則18・旧15条一部改正繰上)

第14条 寄託された資料は、寄託者(寄託者が死亡した場合はその相続者)の請求又は図書館の都合により、これを返還する。

(平22教育規則18・旧16条繰上、平23教育規則2・一部改正)

第15条 寄託を受けた資料が亡紛失または損傷することがあっても、図書館の過失でない限り教育委員会はその責を負わない。

(平22教育規則18・旧17条繰上、平23教育規則2・一部改正)

第16条 寄贈及び寄託資料の運搬に要する費用は、寄贈者及び寄託者の負担とする。ただし、事情によっては教育委員会がその費用の一部、又は全部を負担することがある。

(平22教育規則18・旧18条繰上、平23教育規則2・一部改正)

(視聴覚機材等の貸出)

第17条 図書館は、視聴覚機材及び教材の貸出を行うことができる。

(平22教育規則18・追加、平23教育規則2・一部改正)

(損害賠償)

第18条 故意又は過失により、図書館の施設、設備等を毀損し、汚損し、若しくは滅失した者又は図書館の資料、視聴覚機材等を毀損し、汚損し、若しくは紛失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償し、又は原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(平22教育規則18・追加、平23教育規則2・一部改正)

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(平22教育規則18・旧20条繰上、平23教育規則2・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

(会津図書館規則の廃止)

2 会津図書館規則(昭和33年教委規則第4号)は廃止する。

附 則(昭和54年6月30日教育規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年6月1日から適用する。

附 則(昭和55年4月5日教育規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年10月28日教育規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月22日教育規則第7号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月21日教育規則第2号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年2月19日教育規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成14年2月26日教育規則第1号)

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則(平成14年3月27日教育規則第4号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月25日教育規則第19号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日教育規則第21号)

この規則は、平成17年1月24日から施行する。

附 則(平成18年12月25日教育規則第6号)

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日教育規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月25日教育規則第2号)

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則(平成22年9月24日教育規則第18号)

この規則は、会津若松市立会津図書館条例の一部を改正する条例(平成22年会津若松市条例第11号)の施行の日から施行する。ただし、第12条の改正規定、第15条の改正規定及び第2号様式裏面の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年1月28日教育規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月23日教育規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年12月22日教育規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、 所要の調整をし、使用することができる。

第1号様式(第5条関係)

(平7教育規則7・追加、平22教育規則18・全改、平31教育規則2・一部改正、令7教育規則3・一部改正)

第1号様式(第5条関係)

会津図書館館外貸出登録申込書

|                 |                                                                                                                                                 |  |                                                                                               |              |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 登録番号            |                                                                                                                                                 |  | 1 太線の中だけ記入してください。<br>2 □のある場所は、該当する箇所にシ印を付してください。                                             |              |
| 申込区分            | <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再発行                                                            |  | 旧登録番号                                                                                         |              |
| フリガナ            |                                                                                                                                                 |  | 保護者氏名                                                                                         | ※本人が小学生以下の場合 |
| 氏名              |                                                                                                                                                 |  | (フリガナ)                                                                                        |              |
| 生年月日            | 年 月 日                                                                                                                                           |  |                                                                                               |              |
| 在住・在勤等          | <input type="checkbox"/> 在住 <input type="checkbox"/> 在勤 <input type="checkbox"/> 在学 <input type="checkbox"/> 隣接市町村 <input type="checkbox"/> その他 |  |                                                                                               |              |
| 電話番号            | 1 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先<br>— —                                                   |  | 2 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先<br>— — |              |
| ※日中連絡のつきやすい順に記入 | 3 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先<br>— —                                                   |  |                                                                                               |              |
| 住所              | (〒 — )                                                                                                                                          |  |                                                                                               |              |
| 学校名・勤務先         |                                                                                                                                                 |  |                                                                                               |              |
| 本人確認            | <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証<br><input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他( )               |  | 作成                                                                                            | 受付           |
|                 |                                                                                                                                                 |  |                                                                                               | 受付月日         |

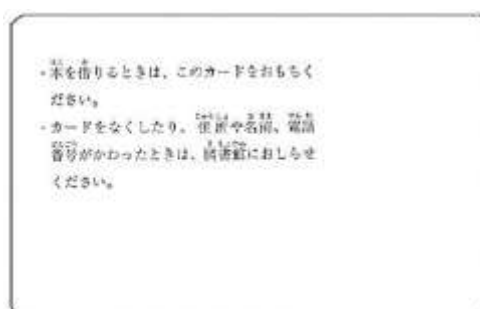
※ 氏名や住所等に異動が生じた場合はご連絡ください。 また、3年ごとに登録事項について確認を行います。

第2号様式(第5条関係)

(平7教育規則7・追加、平22教育規則18・一部改正)

表面

裏面



## ○会津図書館協議会規則

平成12年5月22日  
会津若松市教育委員会規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、会津図書館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会津図書館協議会規則の廃止)

2 会津図書館協議会規則(昭和25年規則第85号)は、廃止する。

## ○会津若松市立会津図書館移動図書館の運営に関する要綱

(平成23年3月18日決裁)

(令和6年3月29日決裁)

(令和7年12月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松市立会津図書館条例施行規則(昭和52年会津若松市教育委員会規則第1号)第7条第2項及び第3項の規定に基づき、移動図書館の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(移動図書館の名称)

第2条 移動図書館の名称は、「あいづね号」とする。

(巡回場所)

第3条 移動図書館の巡回場所は、次に定める基準に基づき、会津図書館長(以下「館長」という。)が定めるものとする。ただし、館長は、地域の実態その他の事由により必要があると認めるときは、これを変更又は廃止することができる。

(1) 各地域間の公平性を配慮したものであること。

(2) 会津図書館からおおむね1 km以上離れている場所であること。

(3) 貸出し及び返却業務を行うための広さが十分確保できること。

(4) 利用者の安全が確保できる場所であること。

(5) 公共用地を優先して開設するものであること。ただし、公共用地の使用が不可能な場合は、土地所有者の承諾があり、かつ周辺住民の協力が得られる場所に開設するものであること。

(巡回期間)

第4条 巡回期間は、毎年度4月から12月まで及び翌年3月とする。ただし、館長は、移動図書館運営の実態その他の事由により必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(巡回日)

第5条 巡回日は、1月に1回とする。ただし、次に該当すると認めるときは、館長は巡回を中止することができる。

(1) 暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象又は火災等の発生により会津若松市災害対策本部が設置される等、利用者の安全や定時の巡回に影響を及ぼすことが予測される規模の災害が発生した場合

(2) その他移動図書館の故障等、突発的な事由により巡回が困難な場合

2 前項の規定により、移動図書館の巡回を中止した場合は、速やかに当日の開設場所において広報活動を行うものとする。ただし、会津若松市災害対策本部が設置された場合であって、図書館職員が応急対策にあたる必要がある場合は、この限りでない。

(巡回計画)

第6条 館長は、毎年度末までに次年度の巡回計画を策定し、利用者に周知するものとする。

(貸出資料数及び貸出期間)

第7条 利用者が一度に貸出しを受けることができる図書資料の数は、次のとおりとする。ただし、館長が特別の事由があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開設場所が小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)以外である場合 1人15冊以内

(2) 開設場所が小学校であって、当該小学校に在籍する児童(以下「在籍児童」という。)以外に貸し出す場合 1人15冊以内

(3) 開設場所が小学校であって、在籍児童に貸し出す場合 1人15冊以内でそれぞれの小学校の図書担当教諭との協議に基づく冊数以内

2 貸出期間は、次の巡回日までとする。

(予約)

第8条 利用者は、図書資料が貸し出されている等の理由により、直ちに利用できない場合は、図書資料の貸出しを予約することができる。

2 利用者が予約をすることができる図書資料の数は、会津若松市立会津図書館の予約冊数と併せて1人10冊以内とする。ただし、開設場所が小学校であって、在籍児童に貸出しする場合は、予約を受付けないものとする。

3 図書資料の予約をしようとする者は、予約・リクエストカード(別記様式)の提出又は電話による申込みを行わなければならない。

(リクエスト)

第9条 利用者は、移動図書館が図書資料を所蔵しない等の理由により、直ちに利用できない場合は、図書資料の購入をリクエストすることができる。

2 利用者がリクエストをすることができる図書資料の数は、1人2冊以内とする。ただし、利用者が同時に前条第1項に定める予約を行う場合は、予約冊数と併せて10冊以内とする。

3 開設場所が小学校であって、在籍児童に貸出しする場合は、リクエストを受付けないものとする。

4 図書資料のリクエストをしようとする者は、予約・リクエストカードを提出しなければならない。

(返却)

第10条 利用者は、第7条第2項に定める貸出期間が満了する日までに、貸出しを受けた図書資料を返却しなければならない。

(延長)

第11条 図書資料の貸出期間の延長については、これを行わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移動図書館の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

## ○会津若松市立会津図書館資料収集要綱

(平成23年4月15日決裁)  
(令和3年3月22日一部改正)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松市生涯学習総合センター条例(平成22年会津若松市条例第9号)第3条第2号に規定する事業を円滑に行うため必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 収集の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 市民の生涯学習を支援するため、市民の要求及び社会的動向等が十分に反映されるよう配慮し、市民の学習、調査研究、実用及び趣味、日常の生活に役立つ資料を収集する。
- (2) 著者の思想的・宗教的・政治的立場にとらわれることなく、中立かつ公平な観点に立って幅広く資料を収集する。
- (3) 蔵書に対する市民からの意見や要望を反映し、幅広くバランスの取れた資料収集に努める。

### (資料選択の方法)

第3条 資料の選択にあたっては、次に掲げる出版情報等により司書が選定し、図書館職員で構成する選書会議で選択し、図書館長が決定する。

- (1) 新刊書等出版案内
- (2) 出版社の発行する解説目録
- (3) 見本による見計らい
- (4) 新聞、雑誌の書評及び広告

### (収集資料の種類)

第4条 収集する資料の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般図書
- (2) 児童図書
- (3) 青少年用図書
- (4) 参考図書(辞典、事典、年鑑、白書等)
- (5) 郷土資料
- (6) 外国語図書
- (7) 図書館利用に障がいがある人のための資料(点字資料、録音図書、大活字資料)
- (8) 逐次刊行物(新聞、雑誌等)
- (9) 視聴覚資料
- (10) 寄贈資料
- (11) その他

### (本館の収集資料)

第5条 会津図書館は、市民の生涯学習を支援する拠点として、移動図書館及び公民館図書室を支援し、全分野にわたり、基本的、入門的なものから専門的なものまで体系的な資料の収集に努める。また、学校図書館支援としての資料の収集にも努める。

### (移動図書館及び公民館図書室の収集資料)

第6条 移動図書館及び公民館図書室は、その施設の規模・地域性及び機能に応じた蔵書構成に留意する。

#### (1) 移動図書館

利用者層、読書傾向を踏まえ、教養、レクリエーション、日常生活に役立つ資料を収集する。また、小学校及び義務教育学校(前期課程)の学校図書館への支援協力を考慮し児童書の収集に努める。

#### (2) 公民館図書室

教養、レクリエーション、日常生活に役立つ資料、児童書を収集する。

### (選書基準)

第7条 市民の学習、文化、教養、調査研究、実用及び趣味、レクリエーション等に資するため、日常生活に必要な実用書をはじめ、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。資料の種類別選書基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 一般図書

利用者からの多様な要求に応えるため、各分野の入門的な図書から必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集する。ただし、書き込みを目的として作られた図書、学習参考書、各種試験問題集や館外貸出ができないCD-ROM、DVD付き資料は原則として収集しない。利用状況と予約状況を考慮して複本の収集を検討する。

#### (2) 児童図書

幼児・児童が読書の楽しさを体験し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料、調査研究に役立ち、知識を広げることができる資料を収集する。また、長く読み継がれ評価の定まった作品、利用者の要求が多いものは複

本をそろえる。ただし、書き込み、切り貼り、組み立てを目的とした資料、破損しやすい資料は原則として収集しない。

(3) 青少年用図書

青少年に読書の楽しさを伝え、広い視野と豊かな心を育てるのに役立つ資料とともに、思春期の問題、進学や就職に関する資料を収集する。

(4) 参考図書(辞典、事典、年鑑、白書等)

あらゆる分野にわたって最新のもの、利用者の調査研究及びレファレンスサービスに役立つ資料を幅広く収集する。年鑑、白書等は継続して収集と保存に努める。

(5) 郷土資料

会津若松市に関する資料は、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図、写真、絵はがき、視聴覚資料等幅広く収集に努める。

会津地方及び福島県内に関する資料を幅広く収集する。

会津若松市、会津地方出身者及び在住者の著作物は、内容が会津若松市、会津地方に関するものでない場合も収集を心掛ける。

資料の保存を考慮して、必要なものは複本で収集する。

(6) 外国語図書

英語等で書かれた、教養、レクリエーションを中心とする資料の収集に努める。一般書のみでなく、青少年用図書、児童図書の収集に努める。

(7) 図書館利用に障がいがある人のための資料(点字資料、録音図書、大活字資料)一般の資料を利用することが困難な市民に対して、点字資料、録音図書、大活字資料等の収集に努める。

(8) 逐次刊行物(新聞、雑誌等)

新聞は全国紙を中心として選定し、地方紙、児童向け、外国語(主として英語)のものも含めて収集する。

雑誌は各分野における代表的な雑誌を中心に収集する。福島県内発行のものや、外国語(主として英語)のものも含めて収集する。

(9) 視聴覚資料

社会的評価が高い作品を中心に、趣味、レクリエーション、日常生活に役立つ資料を収集する。音声資料はCDを、映像資料はDVDを中心に収集する。

館内視聴、館外貸出及び館内上映の許諾が著作権者から得られている作品を収集する。

(10) その他

個々の状況に応じてその他の資料の収集も行う。

(寄贈資料の受入れ)

第8条 内容、出版年、利用度、保存状態等を考慮して受け入れる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

○会津若松市立会津図書館資料廃棄基準

(平成 19 年 3 月 30 日決裁)

(平成 23 年 4 月 15 日決裁)

(平成 27 年 4 月 1 日決裁)

(目的)

第1条 この基準は、会津若松市立会津図書館における図書館資料について、限られた収蔵スペースの有効活用を図る観点から廃棄の基準を定め、利用価値の高い資料の充実を図ることを目的とする。

(図書館資料の廃棄)

第2条 図書館資料(以下「資料」という)の廃棄は、次のとおりとする。

(1) 不用資料

ア 破損、汚損が著しく補修が困難なもの

イ 複本、類本があつて利用頻度の低いもの

ウ 実用書等において、時間の経過によって内容が古くなり資料的価値のなくなったもの

エ 増補、改訂等によって、既存資料の内容を含むより完全な資料が入手された場合における当該既存資料

(2) 亡失資料

ア 3年を超えて所在が不明なもの

イ 返却期日から3年を超えて、回収が不能のもの

ウ 災害などの事故により亡失したもの

エ 利用者が紛失し、入手不能な資料

(3) 数料更正

ア 合冊、または分冊によるもの

(雑誌・新聞の保存期間と廃棄)

第3条 雑誌の保存期間は、種別により5年以内とする。ただし、別表1に掲げる雑誌を除く。

2 新聞の保存期間は、6ヶ月とする。ただし、別表2に掲げる新聞を除く。

(適用除外)

第4条 次に掲げる資料は、廃棄基準より除外することができる。

(1) 郷土資料

(2) 資料内容の新旧にかかわらず、各分野の基礎的又は専門的価値を有するもの

(3) 類書がないか又は極端に少ない分野のもの

(4) 品切、絶版等により再び収集することが困難で、かつ資料的価値の高いもの

(廃棄の決定)

第5条 館長は、第2条のいずれかに該当する資料があると認めるときは、これらの資料について不用の決定をすることができる。

(廃棄の手続)

第6条 廃棄の手続は、電算システム上のデータ処理によりおこなう。

(廃棄資料の再利用)

第7条 廃棄された資料で、再利用が可能な資料はリユースするものとする。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 17 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

別表1

| 誌 名         |
|-------------|
| 歴史と旅        |
| 歴史読本        |
| こどものとも      |
| こどものとも0.1.2 |
| こどものとも 年少版  |
| こどものとも 年中版  |

別表2

| 紙 名  |
|------|
| 福島民報 |
| 福島民友 |

## 会津若松市立会津図書館(令和8年8月発行)

---

〒965-0871 福島県会津若松市栄町3番50号

生涯学習総合センター【會津稽古堂】2階

電話 (0242)22-4711

FAX (0242)22-4702

HPアドレス <https://library.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

Eメール [syougai@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:syougai@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)